

会議録

1. 附属機関の名称 : 犬山市伝統的建造物保存委員会
2. 開催日時 : 令和5年11月14日(火) 午前11時00分から午前11時45分まで
3. 開催場所 : 犬山市文化史料館南館2階 作業室
4. 出席した者の氏名
 - (1) 委員 長谷川良夫、溝口正人、岩田敏也、梅田佳和、安田裕哉、栗谷和男
 - (2) 事務局 (歴史まちづくり課) 加藤課長、渡邊課長補佐、河寄主査補、大前主事
 - (3) 補助事業者 (株)中島工務店 (修理工事請負業者)
5. 会議次第
 - (1) 会長あいさつ
 - (2) 協議事項
 - ①令和5年度実施事業(本町組車山蔵改修工事)について
 - (3) 報告事項
 - ①令和6年度実施候補物件(大島家住宅茶室)について
 - (4) その他

6. 会議要旨

○栗谷委員、溝口委員が会議録の署名人に指名された。

- (1) 会長あいさつ
- (2) 協議事項

①令和5年度実施事業(本町組車山蔵改修工事)について

○事務局より資料に基づき、令和5年度に実施している「本町組車山蔵改修工事」について、会議前に実施した現地指導での質問、指摘事項等について確認を行った。その後、質疑応答を行った。

【現地指導での質問・指摘事項等】

(委員)基礎を新たに作るにあたって、車山蔵の高さを上げる方法ではなく、柱の下部を切って高さを従来と合わせる手法を取った。その手法自体は適正であると思うが、なぜその手法を選んだか、工事記録に

残すこと。また、修理前の高さ変わらないということでしょうか。

(補助事業者)修理前の高さ変わらない。

(委員)礎石と基礎にアンカーは入れるのか、また、基礎と土台にアンカーを入れるのか。

(補助事業者)礎石と基礎の間にアンカーは入れない。基礎と土台の間には、位置を固定するため、四隅にアンカーを入れた。

(委員)工事の追加により、工期は変更となるのか。

(補助事業者)当初の通り、1月末完了を予定している。ただし、荒壁の乾燥具合によっては、工期を延長することを相談したい。

(委員)南側の屋根に手を入れないと、雨が降りこんだ際にまた建物が傷むのではないか。

(補助事業者)今回の修理で、トタン板、樋をつけなおす。また、コンクリート基礎を新設して建物の高さを上げる。以上のことで、南側の雨水対策ができると考えるため、今回の修理では屋根は触らない。

(委員)筋交いの下部が切断されているが、どのような理由によるものか。今後改めてつけるのか。

(補助事業者)筋交いは土台に止められており、腐食していたので切断した。板金で継いで、土台に改めて取り付ける。

(委員)南側の根継ぎをした柱について、根継ぎした部材に色を塗るか。

(補助事業者)元部材との色合わせ、木材の保護の観点からキシラデコール塗装を行う予定である。

(事務局)発注者である本町町内会の要望により、新たに電気配線を入れる予定であるが、問題ないか。

(委員)電気配線を入れること自体は問題ないが、どのような形で入れるのが問題である。他の建造物で、天井裏のむき出しの配線をネズミにかじられ、火災の発生原因となった事例がある。

(補助事業者)ボックスをつける予定である。電気火災が発生しないよう十分注意する。

(委員)筋交いについては、おさまりが悪く、また受けの柱にほぞがないことから、後入れであると推測できる。ただし、角ボルトを使用しているので、車山蔵が建立された明治42年からほど近い時期につけられたものと考えられる。

【会議での質問・指摘事項】

(委員)基礎を新設するにあたり、柱を切って短くしたことについて、北隣の家との関係で、軒高を現状から変更することが不可能であること、扉との関係で、高さを維持する必要があること、という理由から行った処理であることを記録として明記しておくこと。また、工事記録の写真に、北隣の屋根が食い込んでおり、軒高を上げることが不可能であることが分かる写真を追加すること。

(補助事業者)承知した。

(委員)筋交いについて、いつ入れられたかを特定することは難しいが、建て方の後であることは間違いがない。外壁側で土壁の中にボルトが埋まっているのであれば、完成前に入れたものということとなり、作っている途中で追加した可能性もある。埋まっているかどうかについては改めて確認しておくこと。(筋交いを留めるために使われている)角ボルトは、上棟の明治42年とほぼ同じ年代まで使われていたものであり、大正時代になると六角ボルトになる。後付ではあるが、建物が完成した時には筋交いが入っていたと考えられるので、継ぎ足して元の姿に戻すことが必要だと思う。もっと新しいものであれば取り外して、別の形で耐震補強をすることも考えられるが、建物と同時代で、文化財的な価値もあるということで、腐朽のため切断了部分については、板金でつないで元に戻すのだ、という判断をしたことを実績報告書に明記するように。

(補助事業者)承知した。

(3)報告事項

① 令和6年度実施候補物件(大島家住宅茶室)について

○事務局から資料に基づき、令和6年度の実施候補物件である「大島家住宅茶室」の概要、これまでの修理履歴等について説明した。

(委員)前回の補助事業から10年がたったので、修理を行うという説明があったが、どこから起算して10年か。交付決定日か、工事完了日か、それとも年度で区切るのか。調べていただいて、できるだけ所有者の利益になるよう、なるべく早く工事ができるようにしてほしい。

(委員)役所の事業だと年度単位になるが、建造物の修理の感覚からすると、修理が完了した時点から、劣化していくというとらえ方をする。年度で区切るというのは建造物の状態とは関係ないものである。もし取り決めがないのであれば、できるだけ早く補助を受けることができるということとすると、所有者にとってもよいのではないか。

(事務局)取扱い要領上は、交付決定日から起算して10年と読むことができる。一方で、工事完了後10年間は公開を求める規定があるため、要領の中で矛盾が生じている。一度整理したい。

(委員)今回の修理では、前回の事業で修理したところは触らないと説明があった。しかし、修理の内容によっては前回修理したところをはがすようなことも考えられる。

(委員)犬山市の補助金は、一般的な指定文化財の修理と違って、10年間隔で、補助額が最大500万円ということになっている。このような補助の場合、指定文化財と違い、一度に全体を修理するのではなく、限られたお金の中で、全体の傷み具合を見て修理箇所を決めて、定期的に修理をするという形が一番良いやり方となる。伝建地区だと、全体でいろいろな痛みが生じている際に、すぐ直すべきところ、待てる場所を見て、修理計画を立てて修理をする。犬山市の補助制度でも同様に行政が目くばりをしながら、マネジメント、アドバイスをしていくようにしてほしい。

(事務局)近日中に、市役所の建造物担当部門と一緒に、現場確認をする予定がある。全体を見たうえで、どこを直すのか、仕様書・図面で分かるような形で反映したい。

(4)その他

○事務局より、歴史的風致形成建造物の指定と修理に係る、犬山市歴史まちづくり協議会と犬山市伝統的建造物保存委員会の役割分担について説明を行った。

(委員)先に指定、登録有形文化財を修理する仕組みがあり、伝統的建造物保存委員会で取り扱っていたが、歴史的風致形成建造物の制度が後から加わったため、歴史まちづくり協議会で扱うこととなった。今回その役割分担について整理した、という認識でよいか。

(事務局)そのとおりである。

次回の開催は、令和6年1～2月に実施することとなった。日程は後日調整予定。

以上